

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生させるリスクを軽減させるために適切に措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
事務の概要	被災者への「り災証明書」の交付や見舞金・義援金の支給など各種支援の管理を行うにあたり、支援漏れや手続きの重複をなくし、総合的かつ効率的に支援を実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項などを一元的に管理する。
システムの名称	被災者支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の36の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の56の2
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	総務部 危機管理課
所属長の役職名	危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	廿日市市総務部危機管理課 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 0829-30-9102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市総務部危機管理課 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 0829-30-9102

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年7月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		番号法第19条第7号及び別表第二の56の2	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	関連情報 5 評価実施期間における担当部署 所属長の役名	危機管理課長 市川 浩志	危機管理課長	事後	
令和1年6月1日	しきい値判断項目 1 対象人員 評価対象の事務の対象人員は何人か いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	令和元年6月1日	事後	
令和1年6月1日	しきい値判断項目 1 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	令和元年6月1日	事後	
令和1年6月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	表紙 公表日	令和1年6月17日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人員 評価対象の事務の対象人員は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	表紙 公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の56の2	番号法第19条第8号及び別表第二の56の2	事前	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人員 評価対象の事務の対象人員は何人か いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	表紙 公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人員	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	表紙 公表日	令和4年7月27日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人員	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	